

一管区水路通報第33号



平成20年8月29日

第一管区海上保安本部

=====

第653項	北海道南岸	汐首岬西方	灯台光達距離変更
第654項	北海道南岸	内浦湾	水路測量
第655項	北海道南岸	室蘭港	風力モータ撤去
第656項	北海道南岸	室蘭港付近	ヨットレース
第657項	北海道南岸	襟裳岬西方	射撃訓練
第658項	北海道南岸	釧路港	航泊禁止等
第659項	北海道南岸	厚岸湾	灯台光達距離変更
第660項	北海道北岸	能取岬北方	魚礁設置作業
第661項	北海道北岸	能取岬西方	ポーリング作業
第662項	北海道北岸	能取岬西方	観測用機器設置
第663項	北海道西岸	稚内港	航泊禁止
第664項	北海道西岸	稚内港付近	油流出事故対策訓練
第665項	北海道西岸	利尻島南方	魚礁設置作業
第666項	北海道西岸	羽幌港南方	魚網設置
第667項	北海道西岸	石狩湾	射撃訓練
第668項	北海道西岸	小樽港	航行禁止
第669項	北海道西岸	江差港	岸壁等完成
第670項	北海道西岸	江差港	浅所存在
第671項	津軽海峡	西口	フレア発射訓練
第672項	津軽海峡	東口	フレア発射訓練

=====

水路通報の内容については、インターネット及びFAXで入手出来ます。

インターネットアドレス <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/index.html>

FAX番号 0134-27-6190 (ポーリングサービス)

0134-32-9319 (情報ボックス) は昨年(H19年)12月で終了しました。

FAXをご利用になる方は0134-27-6190 (ポーリングサービス) を
ご利用ください。

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせは下記へどうぞ。

第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

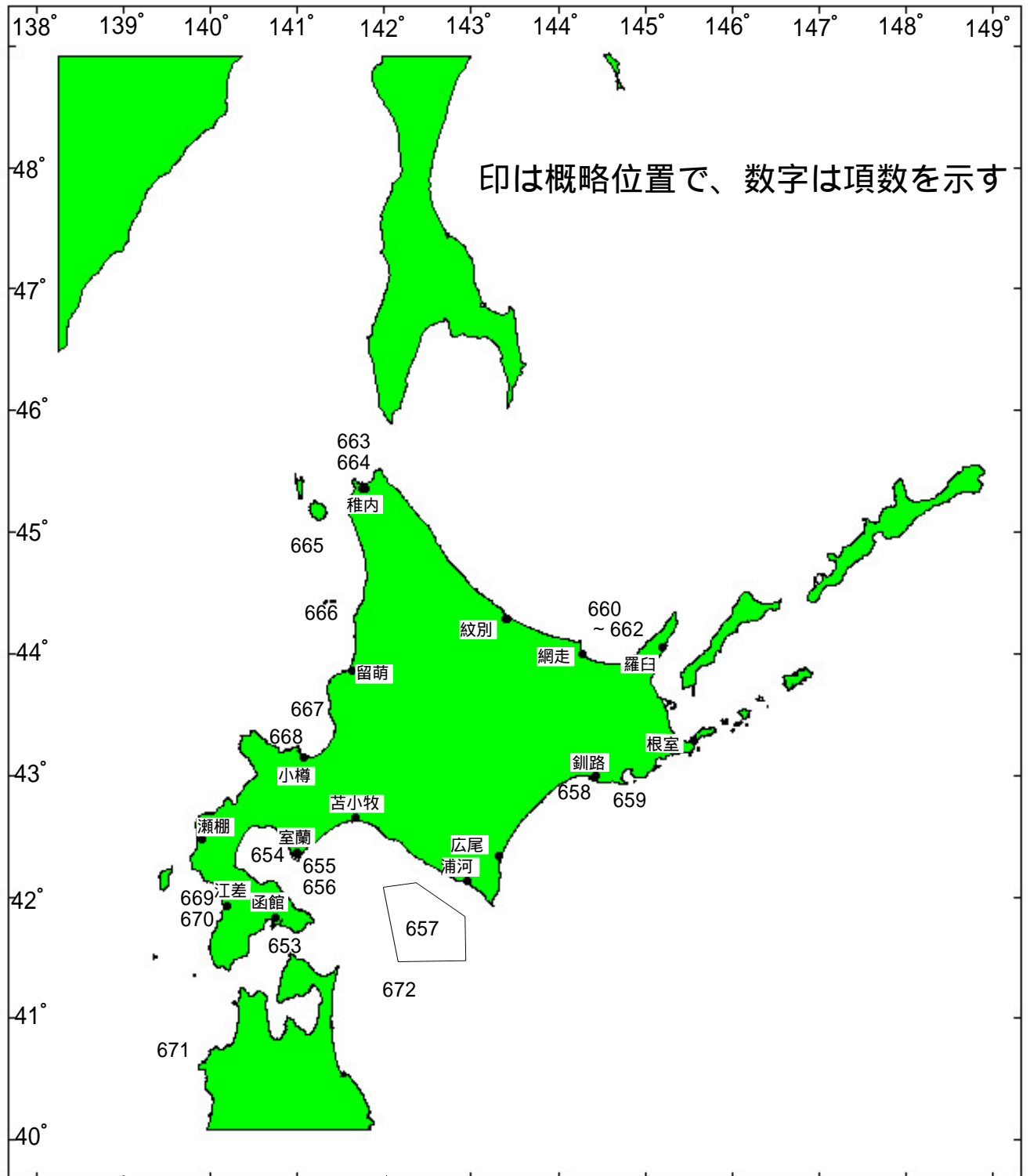
〒047-8560 小樽市港町5番3号小樽港湾合同庁舎(5階)

TEL(0134)27-0118(内線2515) FAX(0134)32-9301

メールアドレス sodan1@jodc.go.jp

=====

索引図



20年653項 北海道南岸 - 汐首岬西方 灯台光達距離変更

一管区水路通報20年30号555項削除
釜谷港西防波堤灯台の光達距離は変更された。

位置 41-43.8N 140-56.2E

光達距離 (変更前)8 海里
(変更後)4 海里

海図 W9

参照書誌 411 0031番

出所 第一管区海上保安本部交通部



20年654項 北海道南岸 - 内浦湾、伊達港付近 水路測量

下記区域で、水路測量が実施される。

期間 平成20年9月1日～30日(うち2日間)

区域 下記4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 42-28.1N 140-50.8E(岸線上)

(2) 42-27.7N 140-50.8E

(3) 42-27.9N 140-50.2E

(4) 42-28.3N 140-50.2E(岸線上)

備考 作業船は白紅白の燕尾旗掲揚。

海図 W17

出所 第一管区海上保安本部海洋情報部



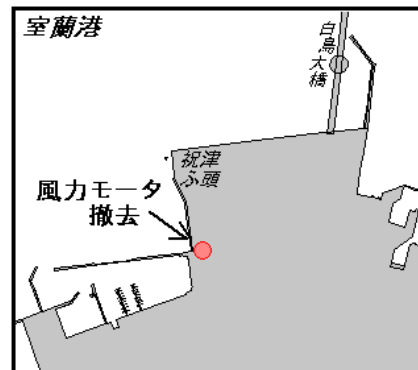
20年655項 北海道南岸 - 室蘭港、風力モータ撤去

下記位置の風力モータは撤去された。

位置 42-20-35N 140-56-35E 付近(高さ65m)

海図 W16

出所 室蘭海上保安部



20年656項 北海道南岸 - 室蘭港付近 ヨットレース

下記位置で、クルーザーヨットによるヨットレースが実施される。

期日 平成20年8月31日 0855～1400

位置 室蘭港大黒島付近～チキウ岬沖

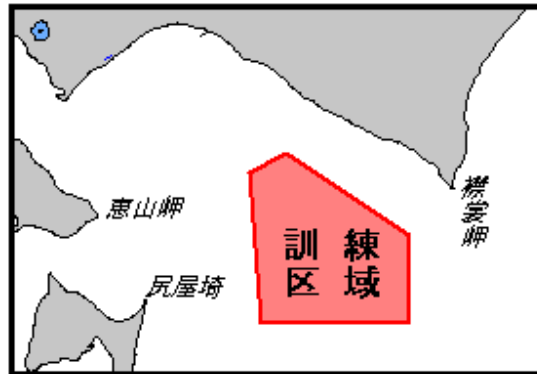
備考 警戒船配備。

海図 W14

出所 室蘭港長



20年657項 北海道南岸 - 襟裳岬西方 射撃訓練
 下記区域で、航空自衛隊による空対空射撃訓練が実施される。
 期 間 平成20年9月1日～9月30日(土、日及び祝日は除く。) 毎日0800～1700
 区 域 下記5地点により囲まれる区域及びその上空9,144mまで
 (1) 41-43-09N 142-59-46E
 (2) 41-20-10N 142-59-46E
 (3) 41-20-10N 142-07-47E
 (4) 41-59-09N 142-03-47E
 (5) 42-04-09N 142-16-46E
 海 図 W1030
 出 所 防衛省航空幕僚監部



20年658項 北海道南岸 - 釧路港、東区 航泊禁止等
 下記区域で、花火大会の実施に伴い、一般船舶の航泊及び航行が禁止される。
 期 日 平成20年9月6日(予備日7日) 区域1、2は1400～2100
 区域3は1900～2000
 区 域 1 航行禁止区域は、下記2地点を結ぶ線と幣舞橋までの陸岸及び幣舞橋で囲まれる区域
 (1) 42-58-49.4N 144-22-56.5E
 (2) 42-58-53.2N 144-22-54.8E
 2 航泊禁止区域は、上記(1)(2)を結ぶ線と下記(3)～(6)を結ぶ線及び陸岸で囲まれる区域
 (3) 42-58-51.0N 144-22-11.9E(岸線上)
 (4) 42-58-44.0N 144-22-05.3E
 (5) 42-58-36.5N 144-22-07.8E
 (6) 42-58-42.5N 144-22-19.0E(岸線上)
 3 航泊禁止区域は、42-58-45.6N 144-21-32.8E
 を中心とする半径700mの円内区域
 備 考 赤及び黄色灯付浮標で禁止区域を表示。
 海 図 W31
 出 所 釧路港長公示第6号(平成20年8月20日)



20年659項 北海道南岸 - 厚岸湾 灯台光達距離変更
 一管区水路通報20年31号601項削除
 床潭港西防波堤灯台は、光達距離が変更された。
 位 置 42-59.7N 144-52.1E
 光達距離 (変更前) 8海里
 (変更後) 4海里
 海 図 W36
 参照書誌 411 0141.5番
 出 所 第一管区海上保安本部交通部



20年660項 北海道北岸 - 能取岬北方 魚礁設置作業

下記位置で、魚礁設置作業が実施される。

期 間 平成20年9月10日～11月10日

区 域 下記2地点

(1) 44-11-09N 144-15-51E

(2) 44-11-18N 144-15-57E

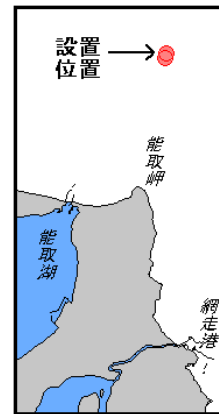
備 考 上記(1)に3.0m型円筒型魚礁(直径3.0m×高さ3.0m)131基沈設。

上記(2)に鋼製魚礁(大きさ10m×10m×10m)3基沈設。

旗付浮標で作業区域を表示。

海 図 W1039

出 所 網走海上保安署



20年661項 北海道北岸 - 能取岬西方、能取湖(能取漁港) ボーリング作業

下記位置で、スパット台船によるボーリング作業が実施される。

期 間 平成20年9月8日～30日

位 置 下記2地点

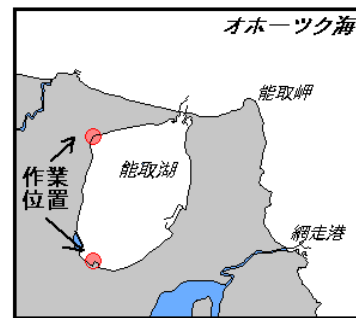
(1) 44-05.4N 144-07.1E 付近(能取地区)

(2) 44-01.0N 144-06.9E 付近(卯原内地区)

備 考 台船檣上に赤旗及び黄色灯(4秒1閃)を設置。

海 図 W1039

出 所 網走海上保安署



20年662項 北海道北岸 - 能取岬西方、能取湖 観測用機器設置

下記位置に、流況及び水質調査のための観測用機器が設置される。

期 間 平成20年9月4日～10月14日

位 置 下記3地点

(1) 44-06-06N 144-11-13E

(2) 44-03-47N 144-10-42E

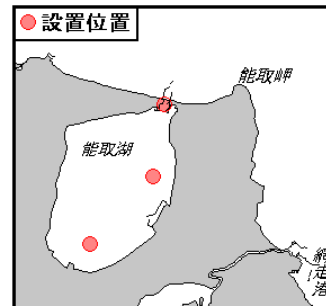
(3) 44-01-35N 144-07-52E

備 考 設置、点検、回収作業を伴う。

上記(2)(3)に旗及び黄色灯付浮標設置。

海 図 W1039

出 所 網走海上保安署



20年663項 北海道西岸 - 稚内港 航泊禁止

下記区域で、油流出事故対策訓練実施のため、一般船舶の航泊は禁止される。

期 日 平成20年9月3日 1300～1500

区 域 下記(1)(2)及び(3)(4)を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域(天北船だまりは除く。)

(1) 45-24-18.9N 141-42-09.5E(天北2号ふ頭東端)

(2) 45-24-24.3N 141-42-23.3E(南防波堤北端)

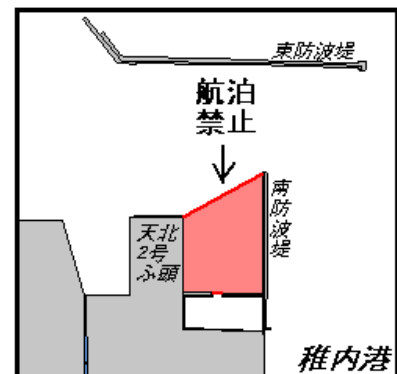
(3) 45-24-09.4N 141-42-14.2E(岸線上)

(4) 45-24-09.4N 141-42-16.2E(岸線上)

備 考 警戒船配備。

海 図 W1041

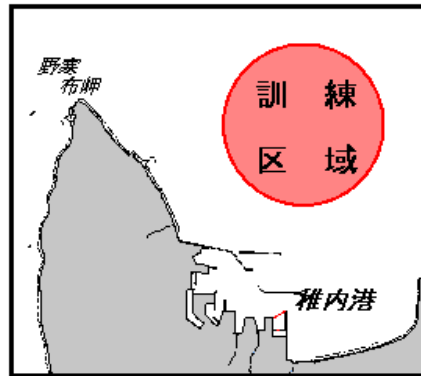
出 所 稚内港長公示第3号(平成20年8月26日)



20年664項 北海道西岸 - 稚内港付近 油流出事故対策訓練

下記区域で、巡視船3隻による油流出事故対策訓練が実施される。

期 日 平成20年9月3日 1300～1500
区 域 45-26.7N 141-42.7E
を中心とする半径1海里の円内区域
海 図 W1041
出 所 稚内海上保安部

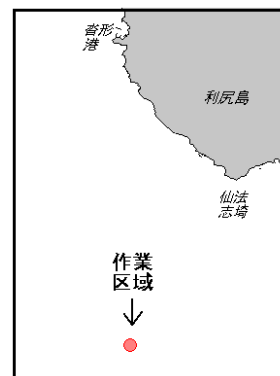


20年665項 北海道西岸 - 利尻島南方 魚礁設置作業

下記位置で、魚礁設置作業が実施される。

期 間 平成20年9月1日～10月20日
区 域 44-59-29N 141-08-32E 付近
備 考 3.0m型FP魚礁(大きさ3.0m×3.0m×3.0m)76基沈設。
鋼製魚礁(大きさ10m×10m×20m)3基沈設。
ボンデンで作業区域を表示。

海 図 W1045
出 所 稚内海上保安部



20年666項 北海道西岸 - 羽幌港南方、苫前港 魚網設置

下記位置に、さけ回帰状況調査のための刺網が設置される。

期 間 平成20年9月10日～10月31日 毎日0800～1400
位 置 44-19.0N 141-39.2E 付近に3点
備 考 赤旗付ボンデンで設置位置を表示。

海 図 W1045
出 所 留萌海上保安部

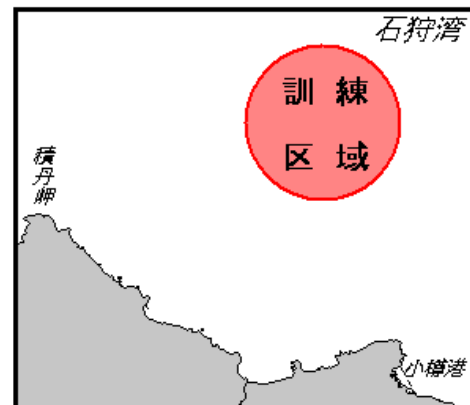


20年667項 北海道西岸 - 石狩湾 射撃訓練

下記区域で、巡視船による射撃訓練が実施される。

期 日 平成20年9月5日(予備日6日) 0900～1700
区 域 43-28.3N 140-54.0E
を中心とする半径5海里の円内区域
備 考 自船警戒。
国際信号旗「NE4」旗掲揚。
照明弾発射を伴う。

海 図 W28
出 所 小樽海上保安部



20年668項 北海道西岸 - 小樽港、第1区 航行禁止

下記区域で、訓練実施のため一般船舶の航行が禁止される。

期 間 平成20年9月1日 1300～1430

区 域 下記(1)(2)及び(3)(4)を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 43-12-17.5N 141-00-22.6E(色内ふ頭南東端)

(2) 43-12-11.7N 141-00-26.5E(第3ふ頭北東端)

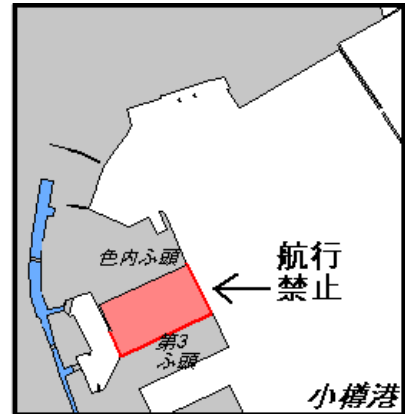
(3) 43-12-06.9N 141-00-12.2E(第3ふ頭北西端)

(4) 43-12-09.7N 141-00-10.5E(色内ふ頭南西端)

備 考 警戒船配備。

海 図 W5

出 所 小樽港長公示第5号(平成20年8月27日)



20年669項 北海道西岸 - 江差港 岸壁等完成

下記区域で、岸壁及び波除堤が完成している。

区 域 1 岸壁完成区域は下記3地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 41-52-15.0N 140-07-34.2E(岸線上)

(2) 41-52-17.2N 140-07-33.3E

(3) 41-52-18.1N 140-07-37.3E(岸線上)

2 波除堤完成区域は下記2地点を結ぶ線上(幅3.3m)

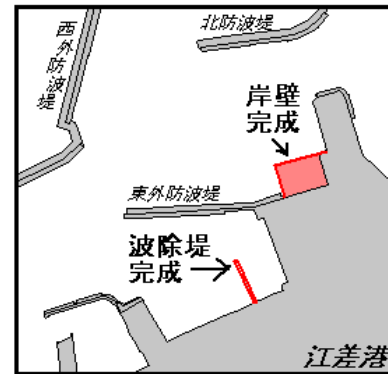
(4) 41-52-10.8N 140-07-29.8E

(5) 41-52-07.8N 140-07-31.6E(岸線上)

備 考 上記(4)に黄色灯設置。

海 図 W22(江差港)

出 所 第一管区海上保安本部海洋情報部



20年670項 北海道西岸 - 江差港 浅所存在

下記位置に浅所が存在している。

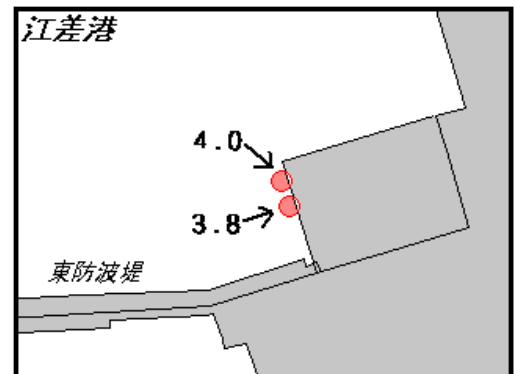
位 置 下記2地点

(1) 41-52-16.8N 140-07-33.3E 水深約4.0m

(2) 41-52-16.3N 140-07-33.5E 水深約3.8m

海 図 W22(江差港)

出 所 第一管区海上保安本部海洋情報部



20年671項 津軽海峡 - 西口 フレア発射訓練

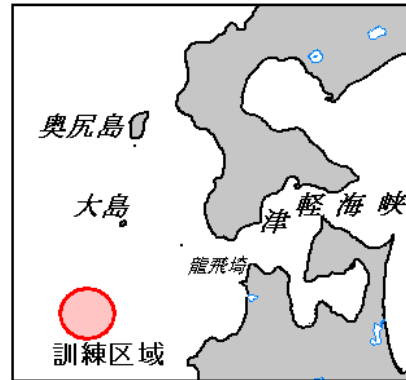
下記区域で、自衛隊航空機3機によるフレア発射訓練が実施される。

期 間 平成20年9月16日(予備日17日) 0800~1700

区 域 40-55-09N 139-04-48E
を中心とする半径10海里の
円内区域及びその上空150m

海 図 W43

出 所 防衛省海上幕僚監部



20年672項 津軽海峡 - 東口 フレア発射訓練

下記区域で、自衛隊航空機3機によるフレア発射訓練が実施される。

期 間 平成20年9月16日(予備日17日) 0800~1700

区 域 41-20-10N 142-29-47E
を中心とする半径15海里の円内区域とその上空150m

海 図 W43 - W53

出 所 防衛省海上幕僚監部

